

(介護予防・日常生活支援総合事業)

平成29年4月から総合事業スタート!

65歳以上の
皆さんへ

要支援1・2の人
の
ホームヘルプ・デイサービス
が
総合事業へ移ります。



介護保険制度改正に伴い、要支援1・2の認定を受けている方のホームヘルプサービス(訪問介護)とデイサービス(通所介護)を平成29年4月から市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業(略称:総合事業)へ移行します。総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるように、介護サービス事業者を始め、ボランティアや地域の皆さんにも参加してもらい、地域全体で高齢者を支える取り組みです。「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」の大きく2つの事業があります。



ご心配なく!

「利用する事業所」「サービス内容」

「利用料金」はこれまでと変わりません。



■どのサービスが移りますか?

これまでの要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部が総合事業に移ります。

※要介護1~5の方は変更ありません。

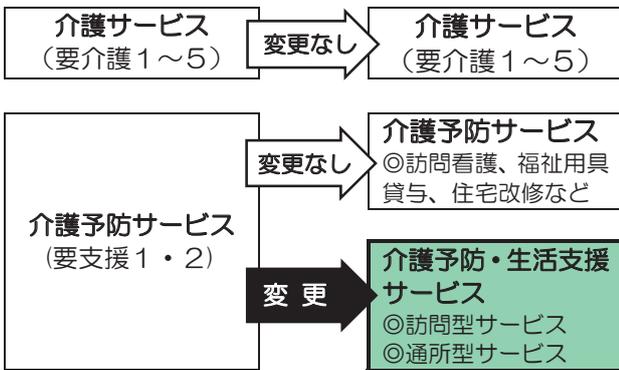


■介護予防・生活支援サービスとはどのような内容ですか?

既存のサービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様のサービスです。

平成29年3月まで

平成29年4月から



■現在、要支援ですが何か手続きが必要ですか?

新規や更新により4月1日以降に『要支援』の認定を受けた方から順次、総合事業の手続きをご案内します。

現在の認定有効期間中は特に手続きは必要ありません。

詳しくは、地域包括支援センター(保健福祉センター内 TEL32-2000)へお問い合わせください



■どのように利用するのですか?

